

序章

1. 計画作成の背景と目的

本市は、京都府の最北端、日本海に突き出た丹後半島に位置しています。市内には、弥生時代に造られた国内最大級の墳丘墓の赤坂今井墳墓や、古墳時代に造られた日本海側最大の前方後円墳の網野銚子山古墳など「丹後王国」ともいうべき勢力が存在したことを示す数多くの遺跡があります。これらは、丹後半島の立地をいかし、古くは大陸からの玄関口として交易により栄えたことを示しています。

奈良時代には、丹波国から5郡を割いて丹後国が成立し、これが現在の「丹後」という地名のはじまりとなりました。その後は、都のあった京都に近い立地や、日本海に面した壮大で優れた地形を生かし、農業・漁業・織物業のほか、近年は機械金属業・観光など様々な分野で発展を続けてきました。

こうした長い歴史の中で育まれた遺跡・寺社・町並み・食文化・民俗行事・民俗芸能等の様々な文化財は、日本最古の羽衣伝説や麻呂子親王の鬼退治伝承、小野小町伝承など数多くの伝説・伝承とともにまちの「宝」として大切に守り伝えられ、現在も私たちの生活の中に息づいています。

また山陰海岸国立公園、丹後天橋立国立公園に指定された丹後半島の海岸は、断崖絶壁や砂浜が織りなす美しいコントラストが特徴です。全国初の禁煙ビーチとして知られる琴引浜は、地域住民による清掃活動が行き届いており、美しい鳴き砂の浜を楽しむことができます。

本市では、これらの豊かな文化財をまちづくりの重要な財産と捉え、文化財の掘り起こしと総合的な保存・活用、まちづくりへの展開等を目的として、平成18年(2006)9月に「京丹後市文化財マスタープラン」を策定しました。この計画に基づき、網野銚子山古墳などの遺跡整備のほか、市史編さん事業、資料館事業など文化財の保存・活用に関わる様々な施策や事業を展開してきました。

加えて、京都府(京丹後市)、兵庫県(豊岡市・香美町・新温泉町)、鳥取県(岩美町・鳥取市)にまたがる山陰海岸は、日本海形成期の地質がよくわかるという学術的な価値とともに、琴引浜のように地域住民自らが保全・活用に取り組んできた活動が評価され、「山陰海岸ジオパーク」としてユネスコ世界ジオパークの認定を受けています。また平成29年(2019)4月には、丹後2市2町(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)による『300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊』が日本遺産に認定されるなど、他市町と連携した文化財等の保存・活用を目的とした広域的な取り組みも推進してきました。

一方で、人口減少・少子高齢化等による社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、デジタル技術の発展に伴う情報社会化の進展等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。それに伴いコミュニティや人々の意識も変化し、本市の文化財は、無任の寺社の増加や伝統行事・民俗芸能の中止・廃絶、文化財の周辺景観の変容など、破壊や滅失の危機にあるものも少なくありません。また本市は、昭和2年(1927)の北丹後地震(丹後震災)を経験し、文化財についても寺社建造物などを中心に大きな被害を受けました。近年は、地球温暖化による高温多湿化など厳しい環境変化のほか、集中豪雨等による大規模災害の頻発など、自然の脅威に晒される文化財が数多く見受けられます。

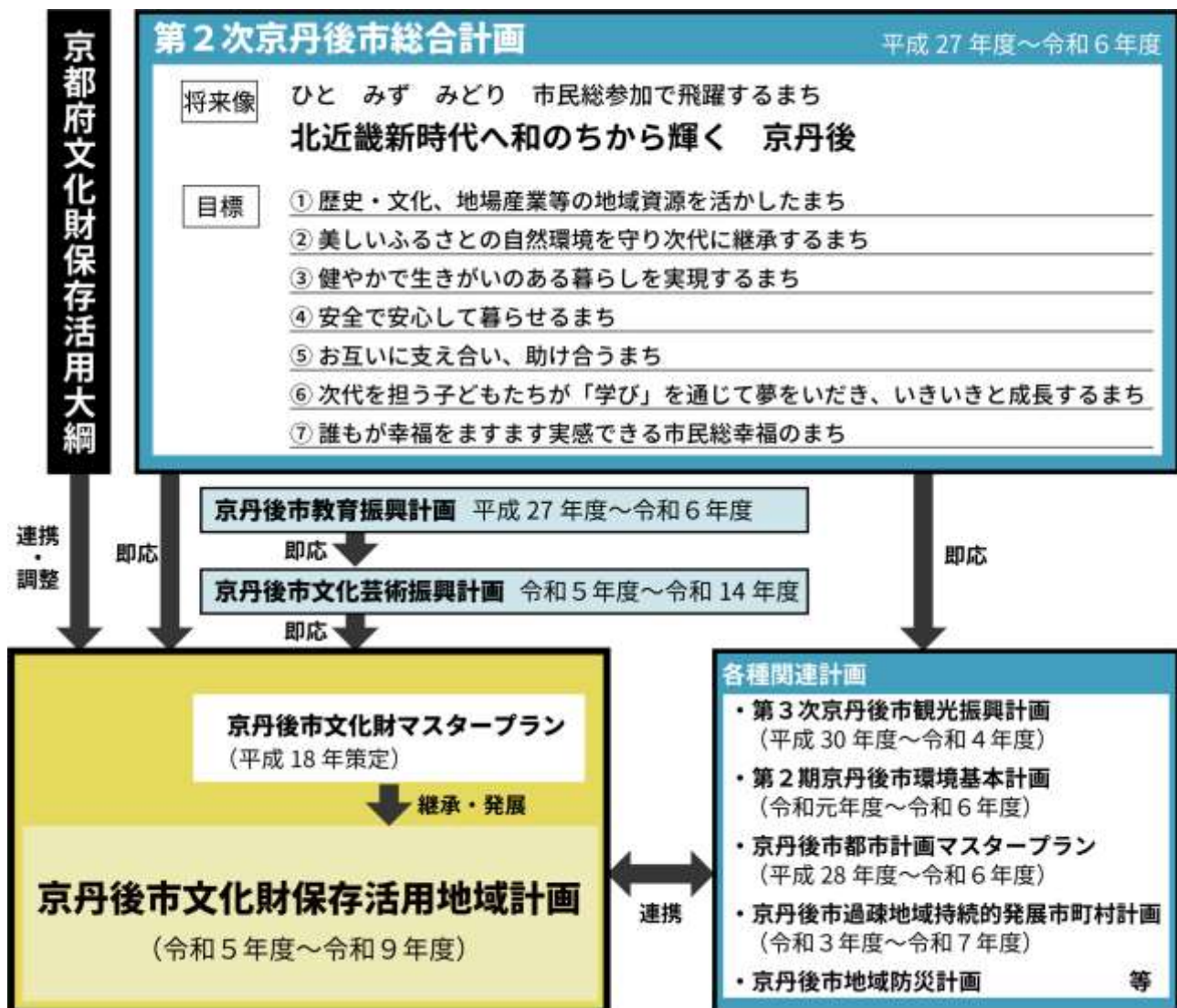
こうした背景を踏まえ本市では、「丹後半島」における多彩な交流・交易、人々の暮らしが生み出した歴史文化を未来につなぐ誇りあるまちづくりを進め、「丹後半島に語り継がれる先人の息遣いが感じられるまち～輝きの古代から煌めきの未来へ～」を達成するため、行政、市民、所有者、観光・商工関係団体、専門家などが協働して「京丹後市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」といいます)を作成します。

2. 地域計画の位置づけ

市の最上位計画である、平成 27 年（2015）に策定された「第 2 次京丹後市総合計画」（以下、「第 2 次総合計画」といいます）では、まちの将来像として「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち 北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」が示されています。その中で、「歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち」や「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち」、「次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち」などが目標として掲げられています。

地域計画は、平成 18 年（2006）9 月に策定された「京丹後市文化財マスタープラン」を継承・発展し、法定計画として作成するもので、市の最上位計画である第 2 次総合計画の将来像を歴史文化の面から実現する計画として位置づけられるとともに、「京丹後市教育振興計画」、「京丹後市文化芸術振興計画」に即し、「第 3 次京丹後市観光振興計画」や「第 2 期京丹後市環境基本計画」等の市の各種関連計画との連携を図りながら運用するものとして位置づけます（図序-1）。

また、地域計画は、京都府が令和 2 年（2020）3 月に策定した「京都府文化財保存活用大綱」と齟齬が生じないように、整合を図ります。



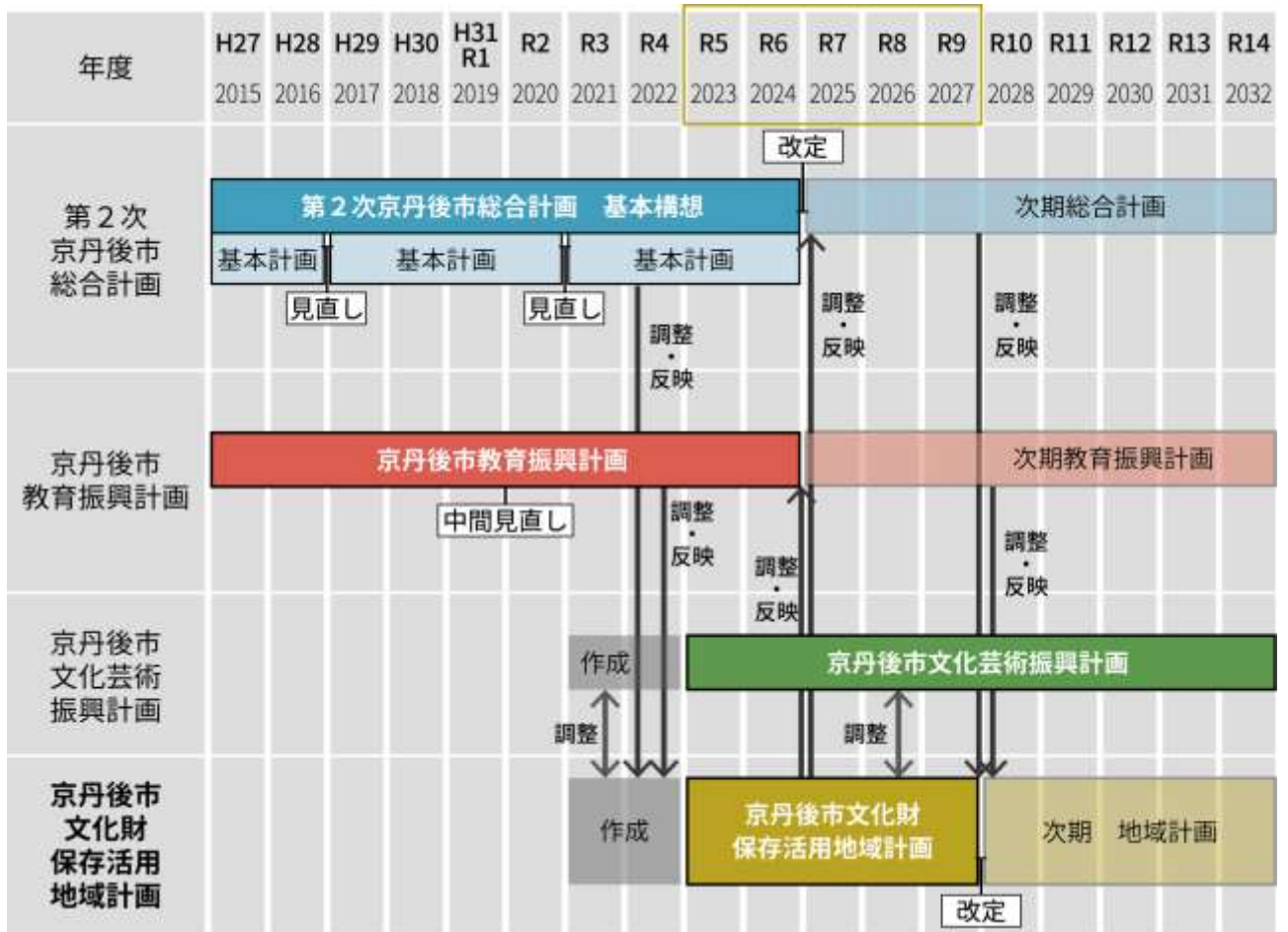
図序-1 地域計画の位置づけ

3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和5年（2023）度から令和9年（2027）度までの5年間とします。地域計画は、本市における文化芸術に関する基本的な方針を示す京丹後市文化芸術振興計画（計画期間：令和5年（2023）度から令和14年（2032）度）と連動させながら推進します。

地域計画に基づく事業については、10年先の長期的な目標も見据えながら、原則5年間で実施するものとします。なお、市の最上位計画である第2次総合計画（計画期間：平成27年（2015）度から令和6年（2024）度）等との齟齬が生じないように、計画の策定・改定時、相互に計画内容を反映させるなど、適宜関係課と調整し、整合を図ることとします。

また、地域計画について軽微な変更を行う際には京都府を通じて文化庁に報告し、計画期間の変更や市内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更等の大きな変更が必要となった場合には、計画期間中であっても変更の認定を文化庁に申請します。



図序-2 計画期間

4. 計画作成の経緯・体制

本市では、「京丹後市文化財保存活用地域計画」の作成を目的に、令和3年（2021）10月に「京丹後市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、「協議会」といいます）を設置しました（表序-1）。

令和3年（2021）11月22日の第1回協議会を皮切りに、計4回の協議会を開催し、本市における文化財の保存・活用に係る方針及び具体的な措置の内容等を検討し、計画（案）を取りまとめました。協議会での計画（案）の作成後、京丹後市文化財保護審議会、京丹後市議会における計画（案）の説明・報告を経て、令和●年（20××）□月□日の第●回教育委員会定例会での承認を受けて、「京丹後市文化財保存活用地域計画」を作成しました（表序-2）。

表序-1 京丹後市文化財保存活用地域計画協議会の構成

分類	氏名	所属等	備考
所有者	中江 吉徳	京丹後市区長連絡協議会委員（幹事）	
学識経験者	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（考古学）	
学識経験者	東 昇	京都府立大学文学部准教授（近世史）	
学識経験者	上杉 和央	京都府立大学文学部准教授（歴史地理学）	
学識経験者	松原 典孝	兵庫県立大学地域資源マネジメント研究科講師（地質学）	
学識経験者	藤田 泰弘	京丹後市文化財保護審議会会長	
商工関係	増田 俊彦	京丹後市商工会	
観光関係	中村 秀雄	海の京都DMO京丹後地域本部 （京丹後市観光公社）峰山支部長	
観光関係	池田 香代子	京丹後宿おかみさんの会座長	
観光関係	丸田 智代子	琴引浜ガイドシンクロ代表	
観光関係	飯島 徹	WILLER TRAINS 株式会社代表取締役	
その他	小林 朝子	丹後暮らし探究舎	
その他	水口 政弘	NPO法人まちづくりサポートセンター 事務局長	
その他	友松 祐也	NPO法人わくわくする久美浜をつくる会 理事長	令和4年3月31日まで
その他	東 哲	NPO法人わくわくする久美浜をつくる会 理事	令和4年4月1日から
その他	森 正	京都府教育庁文化財保護課課長	

表序-2 作成の経緯

年月日		内容
令和3年 (2021)	8月6日	第1回京丹後市文化財保護審議会にて「京丹後市文化財保存活用地域計画」策定について報告
	9月27日	京丹後市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	11月22日	第1回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会
	12月22日 ～3月7日	京丹後市文化財保存活用地域計画作成に向けた庁内協議
令和4年 (2022)	1月31日	第2回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会
	2月18日	第1回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会保存分科会
	2月24日	第1回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会活用分科会
	3月9日	第2回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会保存分科会
	3月22日	第2回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会活用分科会
	3月30日	京丹後市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	4月8日	第3回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会保存分科会
	4月25日	第3回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会
	●月●日 ～●月●日	「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」のパブリックコメントの実施
	6月●日	京丹後市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	6月27日	第4回京丹後市文化財保存活用地域計画協議会
	7月●日	京丹後市議会にて「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」を報告
	7月●日	京丹後市文化財保護審議会にて「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」について審議
	9月●日	京丹後市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
●月●日	第●回教育委員会定例会において「京丹後市文化財保存活用地域計画」の作成について承認	

表序-3 京丹後市文化財保護審議会の構成

役職名	氏名	地域	備考
会長	藤田 泰弘	弥栄町	
副会長	足達 礼三郎	久美浜町	
委員	田中 光浩	峰山町	令和4年3月31日まで
委員	尾崎 容樹	峰山町	令和4年4月1日から
委員	澤 吉博	網野町	
委員	松尾 秀行	網野町	
委員	芝野 吉実	久美浜町	
委員	水口 政弘	大宮町	
委員	畑中 順二	丹後町	
委員	小西 安子	大宮町	

5. 用語の定義(地域計画の対象とする範囲)

地域計画の対象とする範囲について、文化庁の指針※1には、次のように記されています（下線は本市が追加）。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

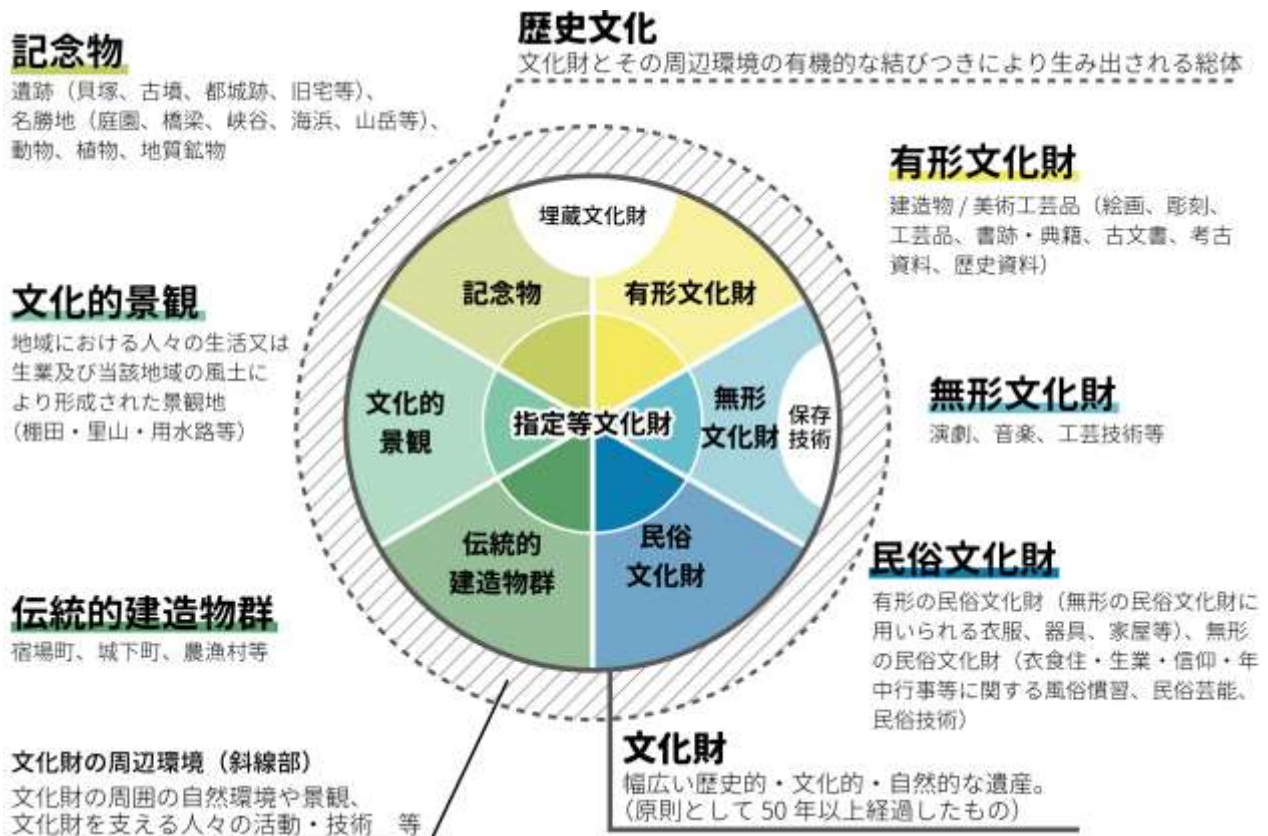
また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

※1…指針とは「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（令和3年6月14日変更）を指す。

この視点を踏まえ、本市の地域計画においても、文化財保護法令に基づく指定等の有無にかかわらず、全市域にひろがる幅広い歴史的・文化的・自然的な資産を文化財と捉え、従来の文化財体系に収まらないものも含めて計画の対象とします（原則として50年以上経過したもの）。

また、文化財とその周辺環境（文化財の周囲の景観や文化財を支える人々の活動、技術等）の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義し、将来へつなげることを目指します。



図序-3 文化財と歴史文化の概念